

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成28年7月13日（水）15:37～16:01
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |        |                               |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫  | アジア成長研究所所長<br>大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表        |
| 委員 | 原 英史   | 株式会社政策工房代表取締役社長               |
| 委員 | 八代 尚宏  | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授         |

#### <関係省庁>

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 奥野 哲朗 | 厚生労働省医政局医事課課長補佐   |
| 菅野 喜之 | 厚生労働省医政局医事課企画法令係長 |

#### <提案者>

- |       |   |
|-------|---|
| 山本 博之 | 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当部長                 |
| 阿部 貞弘 | 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当課長                 |
| 笹島 綾花 | 学校法人聖路加国際大学法人事務局秘書室                     |
| 村上 麻実 | 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院医事課国際係<br>アシスタントマネジャー |

#### <事務局>

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
|------|-----------------|

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- 3 閉会

---

○藤原審議官 東京都、聖路加病院、厚生労働省の方がお出ででございますけれども、東京都で、だいぶ時間が経ってしまった案件でございますので、その理由につきまして御議論していただきまして、やはり二度とこういうことがないように、ということかと思えます。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいましてありがとうございます。

それでは、この口上書の作成ということの経緯があって、非常に遅れた理由について御説明をお願いしたいと思います。

○奥野課長補佐 厚生労働省の奥野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今般遅れた理由ということでございますが、経緯から申し上げます。

まず、本年の6月16日でございますが、在日アメリカ大使館から外務省宛てに口上書が送付されてまいりました。それを受けて、外務省のほうで、当省宛てに7月4日に通知が発出されてまいりました。その後、本年7月8日に当省から外務省宛てに通知を発出いたしました。その後、7月12日に外務省から大使館宛てに口上書を送付いたしまして、これをもって、二国間協定締結の手続が完了したということでございます。

本案件につきましては、そもそも大使館から外務省宛てに口上書が送付されてまいったのが6月16日だったということではございますが、このようなことに今後ならないように、当方としてもきちんと外務省ないし外務省を通じて大使館の方にも情報提供するなどして、適宜こういう案件があるので口上書の送付をお願いしますという督促をするなど、必要な対応を取ってまいりたいと考えているところでございます。

○八田座長 お話を伺ったところによると、いつできるのでしょうかという問合せを当方が1月から3月まで随分して、本年度中にと話だったのですが、口上書の話が出てきたのは4月でしたか。

○笹島氏 大使館から御連絡があったのは4月です。

○八田座長 それで、口上書というものが結構遅れているのですということが割と途中の段階から出てきたという、これについてはどうなのですか。元々遅れていることの原因確定がされていなかったということなののでしょうか。今年度中には大丈夫ですよとおっしゃったときには、もうこれは正直大丈夫だと思っていらしたのだと思うのです。それは外務省に対して、口上書の手続をもうやっていたらして、それが完了するのが。

○奥野課長補佐 きちんと完了すれば、当方としては速やかに手続をすることができるので、きちんと出てくれば、年度内にはお返しできますよと。

○八田座長 それで出てくるだろうと考えていらした。

○奥野課長補佐 そういうことでございます。

○八田座長 そこでは外務省に対して、どうなのでしょうかという問合せはされたのですか。

○奥野課長補佐 そこが不十分だったとっておりますので。

○八田座長 当方が5回も問い合わせされたのなら、何かやはりやるべきでしたね。

○奥野課長補佐 そこは反省しているところでして、まさにその点について、今後きちんと働きかけを行って、そこが出てくるのを待つだけではなく、こういう案件があるから早くそういったことも進めていただくようにということをしきんとやっていくことが大事だと思っております。

- 八田座長 それでは、あとは委員の方から。
- 阿曾沼委員 国家戦略特区ということで、標準的な業務手続を作り、ちゃんと明文化して皆が共有化できるようにしておいていただけるといいと思います。担当によって対応が変わらないように明文化して、国家戦略特区における二国間協定の手続については、アメリカはこう、シンガポールはこう、英国はこうというふうにしちんとしたガイドラインを作って、今後のためにも関係各部門で共有していただきたいと思います。
- 奥野課長補佐 御意見を承って、いずれにせよちゃんとなるようにそういう方法も含めて検討して、ちゃんと回るようにしたいと思っております。
- 原委員 口上書というのはどういう性格の文書で、どういう内容だったのですか。
- 奥野課長補佐 口上書につきましては、性格としては条約というようなものではなく、あくまでも二国間での約束、契約的なものです。
- 原委員 誰と誰ですか。
- 奥野課長補佐 日本国とアメリカ国で、日本は厚生労働省になってまいります。
- 原委員 それは何か秘密なのですか。
- 奥野課長補佐 いえ、大丈夫です。これは口上書原本です。
- 菅野係長 1部しかございませんけれども、外務省から大使館に対してお送りするものになっております。
- 八代委員 アメリカと外務省ではなくて、アメリカと厚生労働省のやり取りですか。
- 奥野課長補佐 アメリカ大使館と外務省で口上書をやりとりして、中身は当方で見させていただいてということでございます。
- 原委員 これは外務省が出している文書ですか。
- 八田座長 これは外務省が7月12日に出している文書ですね。
- 奥野課長補佐 さようでございます。
- 八田座長 宛先は、アメリカ宛てにこれを出しているのですか。
- 奥野課長補佐 大使館宛てに発出しております。大使館もアメリカでございますから、アメリカ宛てということでございます。
- 八田座長 アメリカ側が、こういう口上書をもらってもいいよと言ったということなのですか。これは7月12日に出ている。
- 原委員 6月16日付の大使館から出ている口上書というのがもう一個あるのですね。
- 奥野課長補佐 ございます。英文でございますが。
- 藤原審議官 私も過去に大使館経験もあるのですが、口上書は単なる事務連絡ですね。
- 奥野課長補佐 そのようなものです。
- 藤原審議官 その事務連絡が滞っていたというだけですね。
- 奥野課長補佐 おっしゃるとおりでございます。なので、そこをきちんと滞らないように働きかけを。
- 藤原審議官 どこで滞っていたのですか。

○奥野課長補佐 アメリカ大使館のほうで、中々それを出していただけなかったということではございます。

○原委員 めちゃくちゃな話ですね。この文書を作るのに5カ月かかったと。

○奥野課長補佐 なので、そこをちゃんといつまでにやるというものを決めてやると。

○原委員 これは1件ずつ必要になるわけですね。今後新しい人が入って来られるときにも1件ずつこのプロセスをやらないといけない。

○奥野課長補佐 1件ずつです。

○原委員 これはアメリカがそうで、他の国もみんなそうなのですか。

○奥野課長補佐 他の国については、申請自体が途中段階ですので、まだその段階には至っていないのですけれども、今後送られてくる予定になるので、そのときにはきちんと督促をして出してもらうということをしたいと。

○原委員 アメリカ以外の国との関係でも、この口上書のやりとりをするということ。

○奥野課長補佐 やるということです。

○原委員 それは何かで決まっているのですか。

○奥野課長補佐 何かで決まっているというよりは、本来でしたら、日本で外国人が医療を行えないので、そのことを緩和するために、文書での取り決めを行うということではございます。

○山本部長 私は二国間協定の中身がよく分からないのですけれども、二国間協定の内容と口上書の今おっしゃったこととは、何か関連性とかがあるのですか。二国間協定上の位置付けはあまりなくて、口上書というのは、この問題に限らず一般的な二国間のルール、そういったように思っておけばいいのですか。

○奥野課長補佐 二国間協定に一般的なというよりも、個別的なルール、例えば、この病院で働いてくださいとか、対象は外国人の患者に限るといったようなことですか、そういったことを交わすわけではございます。

○山本部長 協定の内容がよく分からないのですけれども、二国間協定の中で、それぞれの病院でこういった人間がやるということについては口上書の中で位置付ける、そういったような。

○奥野課長補佐 そういうことです。二国間協定では、どここの病院でとか、そういう細かいところまでは決められておりませんので、そういった細かいところを口上書のほうで決めていくと。

○山本部長 二国間協定の一般的なルールがあって、その具体的なケースについては口上書で取り交わすと、そういったように理解しておけばいいですか。

○奥野課長補佐 そういったことではございます。

○藤原審議官 二国間の覚書みたいな話ですね。単にそういう確認をして、文書で確認を取っておこうと。万が一変なところで色々行ったりということがないように、両国間で一応確認行為をしているというだけの話ですね。

○八田座長 元々ディプロマティックの口上書の立派なものではない。それで今度、6月16日に大使館から来たというのですが、外務省から向こうに依頼したのはいつなのですか。

○奥野課長補佐 外務省から依頼したのが。

○菅野係長 補足させていただきます。外務省と大使館と厚生労働省のやりとりの話なのですけれども、外務省のほうから大使館への連絡につきましては、昨年度の3月頃に我々から外務省のほうに説明に行って、今回こういう二国間協定というものがありますので、大使館に連絡を取っていただきたいということをお伝えしたところ、御理解いただいて、大使館に連絡を取ったとなっております。

今回の手続が遅くなったというところにつきましては、一つ、我々のほうが昨年度中にはできるとお伝えしたのですけれども、アメリカ大使館のほうも、そもそもこの二国間協定の東京圏の国家戦略特区に基づいて決まったということについて、あまり把握されていない状況でしたので、経緯から御説明して、今回調整を進めたということがあって、若干遅れてしまったというところはあると思います。

○八田座長 アメリカ大使館に口上書を初めて依頼したのは3月なのですか。

○菅野係長 そうですね。当然外務省経由でお願いしていたのですけれども、外務省のほうで止まっていたということになって。

○八田座長 外務省がアメリカ大使館に頼んだのは3月なのですか。

○菅野係長 そうです。

○八田座長 では、外務省が遅い。

○阿部課長 そもそも論なのですけれども、これは合格発表日が12月4日ということで、最初の厚生労働省の御説明ですと、3月ではなくて、12月中に医師免許が下りて、医療行為が可能になるという御説明だったはずなのです。そのときに、こういう手続が必要だったという御認識があったということなのですか。

先ほどから、どうしても3月という話になってしまっているのですけれども、先生方に誤解されてしまうとまずいのでちゃんと申し上げておきたいのですが、そもそも最初は12月中に出るという御説明だったのです。それで、そのためにすぐ12月の十何日かに厚生労働省のほうに病院のほうで申請書を出して、それでお待ちしていたら全然来ないので、1月から5回ずっと問合せをかけていて、それで3月中にはというお話だったので、3月ありきではなかったというところをお間違えないようにしていただきたいのです。

○八田座長 口上書の話は最初の昨年の段階で出てきていないのですね。おたくが伝えていないのですよ。去年の段階では、口上書が要るから時間がかかりますとは言っていないでしょう。そこにプラスで時間がかかるなら、おたくだけで決まることではないのだから、最初から言うべきですね。

○奥野課長補佐 おっしゃるとおりです。

○八田座長 それを言わなかったということは、口上書が必要だということを認識されていなかったということですか。

○山本部長 1月に言われたということは、12月の段階だと、そういった手続があるということは認識していなかったということではないのですか。口上書が必要ということは1月に言われたのでしょうか。

○笹島氏 そのことは1月に初めて。

○山本部長 だから、それで1月に口上書が必要と言ったということは、12月、年内に出ますと言うということは、そのときに頭の中には口上書の存在はなかったと考えるのが普通かと思うのですが、そこはどのようなのですか。

○奥野課長補佐 年内でございますか。

○山本部長 だって、年内に出ると言われたのでしょうか。

○笹島氏 年度。3月に最終にいつなのですかと言ったら、年度内には出せると思いますがという年度内。

○阿部課長 一番最初のお話です。

○山本部長 一番初めは年内と。

○笹島氏 一番最初の話は資料のとおりです。12月の予定だと。

○藤原審議官 区域計画は平成27年12月より診療実施なので、そういうスケジュールで厚生労働省を含めてみんな考えていたわけなのです。半年というのは本当にゆゆしき事態なので、ちゃんと原因をきちんと特定する必要があると思うのです。

○奥野課長補佐 分かりました。

○原委員 もう一回、どこで何カ月かかったのか経過をちゃんと教えていただいたほうがいいですね。これは担当者の方が単にぼおっとしていませんか、そんな程度で済む話ではないと思うので。

○八田座長 だから、まず、おたくで口上書が必要だと認識されたのはいつで、それから、外務省にそれを依頼したのがいつで、そして、外務省がサボっていてそこに督促に行ったのがいつという日付が欲しいですね。

○奥野課長補佐 承知いたしました。

○八田座長 どうぞ。

○山本部長 そこら辺を整理していただきたいというのはあるのですが、今回こういった形で遅れてしまったというのは、それはそれで事実としてあるのですが、やはり考えていただきたいのは、聖路加病院もこの時期に出るということで色々と準備をされて、それで遅れるということは、当然機会費用という点では、非常に民間事業者ですので、金銭的なダメージが生じてしまったことはちゃんと肝に銘じていただいて、しっかりとやっていただきたいということと、あとはやはり、どこに反省点があったということを中心に整理して、今後、聖路加病院の今後のこともありますし、他の病院も今後出てきますので、民間事業者に対してどのぐらいの期間でやるという期間を、それはやはり短くしてもらいたいのですが、その期間がどれぐらいということはもちろん事前に示してあげないと、今回みたいに非常に民間事業者に迷惑をかける形になるので、そういった点もき

っちりと整理して、アウトプットを出していただきたいというのが我々の要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○八田座長 とすると、整理としては、今までの経緯を一度詳細に報告していただきたいのと、それから、今後は要請してから最大限いつまでにそれぞれのプロセスをやるのだというスケジュールを作つていただいて、それをルール化していきたいと思ひますので、その案をまずお出しいただきたいと思ひます。

○八代委員 もう一つ、なぜ口上書が必要なのかという判断は、外務省の判断なのか、厚生労働省の判断なのかという点。つまり、先ほどおっしゃつたように、本来外国人医師は日本で診療できない。それを特区の例外として認めたからこういう特殊なものが要るのだというのであれば、それは厚生労働省の判断ですね。

他方で、これが沖縄県以来の経緯というのだったら外務省の判断ですし、それはどちらに文句を言わなければいけないかを決めなければいけないですね。我々はこういう口上書みたいなものは本来なしで、医師国家試験さえ通れば自動的に営業できるようになるべきだと思つているので、どちらの省の判断かを教えていただければと思ひます。

○八田座長 日本人がアメリカでこの二国間協定をもってやるときも、そういう口上書が要るのかどうかということとも関係していますね。

○奥野課長補佐 それは必要でございます。お互いに国での今のルールでは診療できないので、口上書を交わす必要があるということでございます。

○八田座長 日本人はこの二国間協定に基づいて相当働いているのですか。

○奥野課長補佐 日本人が相手の国に行ったということですね。ほとんどいないですね。2名です。

○八田座長 非常に使いにくいシステムなのですね。

○奥野課長補佐 使いにくいというより、あまりニーズとかそういうところもあるのかもしれません。

○八田座長 日本人の医者でアメリカで働いている人を山ほど知っているけれども、この制度を使わないでやっているということですね。

○奥野課長補佐 使わないで試験を通過してということだと思ひます。

○八代委員 逆に言えば、アメリカの医師国家試験が簡単だということなのですかね。英語と日本語の問題はありますね。日本人が英語で国家試験を取るのは簡単だけれども、アメリカ人が日本語で国家試験を取るのは非常に難しいという、その非対称性ですね。

○奥野課長補佐 ちょっと整理させていただきたいのですが、この制度は、アメリカ人の医者が日本に来た場合に診療できるのは、あくまでアメリカとか外国の方だけという制度でございますので、この制度を使う場合は語学の問題は多分ないのだと思ひます。

○原委員 試験も英語でやっている。

○奥野課長補佐 試験は英語です。

○八田座長 英語で国家試験を受けるわけですね。

○奥野課長補佐 本当は日本語で受けなければいけないところを、そういう緩和をしなければいけないので口上書を結ぶと。

○八田座長 でも、前に聞いたところでは、この二国間協定に基づく外国人医師は、イギリスでは、イギリスの国民も診ていいということでした。だから、その国の人しかできないというのは日本で作った規定で、しかも、それは書いたものがない規定だったということです。だから、なるべく入れないように色々障害を設けているわけですね。

○奥野課長補佐 当然ちゃんとした国家試験を受けていただくルートもありますので、日本語の試験を受けていただければ、日本で日本人相手にできるというルート。そして、これで英語で受けていただいて、英語の患者を診るルートの2種類がありまして、今回は英語で受けていただいて、やはり日本人の患者は日本語しかしゃべれませんので。

○八田座長 そんなことはないですよ。患者によりますよ。

○阿曾沼委員 これは基本的に今の段階においては時代錯誤だということですよ。基本的に現実のほうが先に行っているわけですから、その先を追いかけて、どんどん改正していかなければいけない。外国人だって日本の保険を持っているわけですよ。厚生労働省がないかといったら、日本の保険制度を勉強していませんからと、元々医学部で日本の保険制度なんか何もデューティで教育していませんよ。だから、基本的に現場で研修すればいいだけの話です。

○八田座長 そんなの患者の勝手に、また海外に長年いて英語で受診することになれている人は山ほどいるでしょう。だからそれは人によりますよ。それを最初から決めて、日本人は日本語しかできないなんてあり得ないです。

○奥野課長補佐 それだけというわけでもないのですけれども。

○八田座長 そうすると、先ほどのようなこれまでの経緯と、それから今後のマキシマムな日にち、それぞれの段階での日付の予定ですね。それを案としてお出しいただいて。

○奥野課長補佐 一般的なスケジュール、ここは何か月以内、ここは何か月以内としっかりと。

○八田座長 今後やること。

○山本部長 民間事業者が安心して計画を作れるような環境整備が重要だと思います。

○奥野課長補佐 承知いたしました。

○八田座長 それから、それは当然アメリカの大使館に対しても、こういうことは急げということを使うべきだと思うのです。

○奥野課長補佐 もちろん、さようでございます。

○八代委員 口上書が必要だという判断は、どちらの省なのかというのを教えていただきたい。

○原委員 どちらの省で、それから、必要だという理由をもう一回ちゃんと整理して教えてください。解禁するために口上書が必要だという説明をされたのだけれども、この紙切れ一枚で解禁なんてあり得ないです。



○阿曾沼委員 口上書そのものはプロトコールで、外務省が決めただけのものだろうと思います。口頭ではいけないので文書化しましょう、しかもお互い敬意を払いましょうということを証明するだけのものだとは私は理解をしています。ですから、形式的なものだと思ふのです。是非今回の議論を突破口にして、時代に合わせて変えていく必要があるかもしれませんね。

○奥野課長補佐 相手もある話ですので、お互いにそうやっているという今の状況です。

○八田座長 でも、これはアメリカの利益になりますからね。日本の医師会の利益にはならないかもしれないけれども。

それでは、よろしく申し上げます。

---

(※) 内閣府から厚生労働省へ確認する時期が遅れたことにより、厚生労働省発言部分については、発言者本人へ連絡を取ることが困難であったため、発言者本人への確認が取れていない。